

受動喫煙防止対策 これまでの流れ その1

経過 平成15年～26年

平成15年5月	健康増進法の施行(第25条)→府のたばこ対策推進事業開始
平成17年2月 ※日本の署名、国会承認は平成16年	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)の発効 締結国は、屋内の公共の場所等における受動喫煙防止対策を実施する。(第8条)
平成20年4月	大阪府立学校の敷地内全面禁煙
平成20年5月	大阪府庁舎、出先機関敷地内終日禁煙開始
平成22年2月	「受動喫煙防止対策について」厚生労働省健康局長通知発出
平成25年2月	「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例(案)提案→撤回
平成26年3月	「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」策定

1

平成25年2月 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例(案)」

条例の目的・基本的な施策

(1) 目的

この条例は、受動喫煙のない社会をめざして、府、施設管理者及び府民の責務を明らかにするとともに受動喫煙防止のために必要な施策等を定め、府民を受動喫煙より保護することなどにより、府民の命と健康を守ることを目的とする。

(2) 基本的な施策

- 分煙による受動喫煙防止効果は不確実なため、分煙の義務化は行わない
- 受動喫煙等たばこによる害についての情報提供、周知・啓発
- 各機関の役割の明示、施策推進・監視・指導体制の整備
- ガイドラインに基づくその他の施設における対策の推進

(3) 内容

- 対象施設の指定
- 施設における受動喫煙防止対策の実施、禁煙指定区域範囲内での喫煙の禁止
- 府が求める受動喫煙防止対策実施状況に関する調査、勧告、公表、命令、過料

(4) その他

義務化対象施設の拡大について、定期的な検討を行う。

2

受動喫煙防止対策 これまでの流れ その2

経過 平成27年～現在

平成27年11月	2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(閣議決定)
平成28年10月	「受動喫煙防止対策たたき台」を公表(厚生労働省)
平成29年3月	受動喫煙防止対策の強化について 基本的な考え方の案を公表(厚生労働省)
平成30年1月	「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方を公表(厚生労働省)
平成30年3月	通常国会で「受動喫煙防止対策法案(健康増進法の改正)」提出
平成30年5月	大阪府における独自の受動喫煙防止対策について検討開始
平成30年7月	健康増進法の一部を改正する法律 成立・公布

3

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要

改正の趣旨

(厚生労働省資料抜粋)

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

改正の概要

- 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資総額5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
- ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
- ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

厚生労働省の推計では、
最大で飲食店全体の約5.5割程度

施行スケジュール

施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。

2018年	2019年 夏頃	9月 (ラグビーW杯)	2020年4月	7月 (東京オリパラ)
	一部施行① (国及び地方公共団体の責務等) (公布後6ヶ月以内で政令で定める日)			
	事前周知		一部施行② (学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日)	
	必要に応じて、喫煙専用室の工事等の準備			全面施行 2020年4月1日

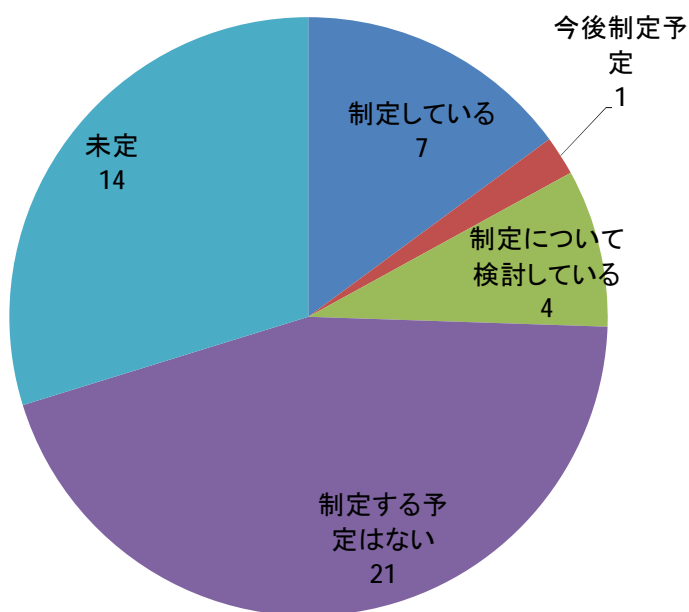
受動喫煙防止対策 他の都県の動き(改正法との比較)

	改正法	神奈川県	兵庫県	東京都
条例施行	30. 7公布	22. 4施行	25. 4施行	30. 6可決
条例の特徴		公共的空間での禁煙	厳格な分煙の推進	子ども・従業員を守る
小、中、高等学校等	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可)
大学、病院、行政機関		建物内禁煙	建物内禁煙	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)
集客施設	屋内禁煙(喫煙専用室設置可)	建物内禁煙もしくは分煙	建物内禁煙もしくは厳格な分煙(100㎡以上)	屋内禁煙(喫煙専用室設置可)
	既存飲食提供施設 (客席面積100㎡未満・個人又は資本金等5000万以下の店舗は禁煙・喫煙を選択可)	(100㎡以下の飲食店・ホテルは努力義務)	(100㎡以下の場合には時間分煙・喫煙も選択可)	(従業員を使用していない飲食店は禁煙・喫煙を選択可)
罰則	施設管理者:50万円以下の過料 喫煙者:30万円以下の過料	施設管理者:5万円以下の過料 喫煙者:2万円以下の過料	施設管理者:30万円以下の過料 喫煙者:2万円以下の過料	施設管理者、喫煙者:5万円以下の過料

5

受動喫煙防止対策 その他の自治体の動き

受動喫煙防止条例の制定状況 (平成30年8月東京都実施調査)



<制定している 7>

受動喫煙防止に関する条例を制定する3都県のほか、新潟県・群馬県・鳥取県・広島県が、がん対策条例等の中で規定

<今後制定予定 1>

静岡県が8月にパブリックコメントを実施

<制定に向け検討している 4>

北海道・山形県・大阪府・山口県が検討中

上記のほか、市町村・特別区単位では、渋谷区、千葉市などで条例制定を検討しているとの報道がある

6